

令和5年4月17日
四国電力送配電株式会社

電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善指導および 資源エネルギー庁からの指導について

当社は、本日、当社が管理する「託送お客さま管理システム」を四国電力株式会社の従業員が災害等非常時以外にも閲覧していた不適切な事案に関して、電力・ガス取引監視等委員会から業務改善指導を受けました。

また、当社が資源エネルギー庁より付与されていた「再エネ業務管理システム」のID・パスワードの管理不徹底により、四国電力株式会社の従業員の不適切な閲覧を招いた事案に関して、同庁から指導を受けました。

当社といたしましては、この度の指導を重く受け止め、指導内容に対して適切に対応するとともに、再発防止策の着実な実施と全社を挙げたコンプライアンスの徹底に、全力を尽くしてまいります。

改めて、お客さまをはじめ社会の皆さまに、ご心配とご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

<電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善指導の概要>

- ・行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること
内部統制の抜本的強化策は、令和5年5月12日までに経済産業省に提出した上で、以降も定期的に状況を報告すること

<資源エネルギー庁からの指導の概要>

- ・法に基づく業務を行うに当たり、情報の適正な管理が業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること
- ・事案の内容及び発生原因を調査し、対応策を含め、公表すること
- ・本指導への対応について、令和5年5月12日までに、措置内容を報告すること

以 上